

平成25年12月3日

就労継続支援A型事業所
運営法人代表者 様

名古屋市健康福祉局障害福祉部
障害者支援課長

就労継続支援A型事業における利用者負担減免の届出について

平素は本市の障害福祉行政にご理解賜りありがとうございます。

さて、就労継続支援A型事業における利用者負担減免制度につきましては、障害福祉サービスを利用した場合に、利用者が負担する利用料の減免が認められる制度です。

この制度は、厚生労働省が定める「就労継続支援A型事業における利用者負担減免事業実施要綱」に基づき実施されるものですが、本市における届出期日及び届出様式を下記のとおりとしましたので、お知らせいたします。

記

区 分	様 式	提出期日及び適用日
【新 規】 及び 【減免休止後の再開】	参考様式1	当月15日までに郵送提出（消印有効）で、 <u>当月</u> 1日より遡及適用 (例) 平成26年1月15日提出⇒平成26年1月1日適用
【休 止】 ・減免の休止	参考様式2	当月15日までに郵送提出（消印有効）で、 <u>翌月</u> 1日より適用 (例) 平成26年1月15日提出⇒平成26年2月1日適用
【変 更】 ・軽減率の変更 ・軽減から免除への変更等	参考様式3	当月15日までに郵送提出（消印有効）で、 <u>翌月</u> 1日より適用 (例) 平成26年1月15日提出⇒平成26年2月1日適用